

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	黒越 誠治
【住所又は本店所在地】	兵庫県西宮市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年 1 月 6 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スタジオアタオ
証券コード	3550
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	黒越 誠治
住所又は本店所在地	兵庫県西宮市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社九六 管理部 山本 心
電話番号	03-5422-8432

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社九六
住所又は本店所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20- 3 恵比寿ガーデンプレイスタワー27F
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社九六 管理部 山本 心
電話番号	03-5422-8432

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年11月29日
訂正箇所	非縦覧添付文書の添付漏れのため。